

(1) 報告事項

- ア 前回（4月11日開催）の調査特別委員会の概要
について
- イ 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会
第2回会議の協議内容等について
- ウ 都市内分権に関する小委員会 第2回会議及び
第3回会議の協議内容について
- エ 任意協議会 第6回会議の協議内容について

平成29年 5 月 1 日

目 次

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会概要	1
議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 出席意報告書	4
都市内分権に関する小委員会 出席報告書	9
小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 出席報告書	15

ア 前回（4月11日開催）の調査特別委員会の概要について

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会 概要

平成29年 5月 1日

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会

日 時 平成29年 4月11日（火） 10時00分から11時05分まで

場 所 第1委員会室

概 要

1 議 題

(1) 報告事項

ア 前回（3月16日開催）の調査特別委員会の概要について

イ 任意協議会 第5回会議の協議内容について

○資料に基づき各委員からの発言、及び傍聴された委員から発言がありました。

<主な意見、感想等>

- ・事務局側の協議の進行となっている面もあることから、各種団体との調整を行いながら進めていただきたい。
- ・各事業に対する取組、効果等の資料もわかりやすいものの提示をお願いする。
- ・金額等示されているものもあるが、具体的な協議ができていない。
- ・多数の事務事業がある中、突き合わせることから様々な課題が見えてきた。任意協議会で今後、合意ができないものも出てくる可能性もあると思われる。
- ・一つの方向性を示すことができるものを市民等に情報提供していくことが大切と感じた。
- ・協議内容での事業の突き合せなどの根拠が明確でないものもあることから、会議の持ち方に疑問がある。
- ・議論を進める中で、意見が出されないことについて疑問を持つ。

ウ 任意協議会 第6回会議の内容について

○任意協議会事務局（企画部企画政策課広域政策担当）から次回（第6回会議）の協議内容等について、資料に基づき次の事項について概要説明がありました。

■協議事項

【合併関係項目】

協議第17号 財産の取扱いについて②

協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて③

協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて②

- 協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第25号 慣行の取扱いについて
- 協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第27号 電算システムの取扱いについて

■報告事項

【合併関係項目】

報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）③

<継続>

<主な質疑・意見等>

- ・相当な時間を要する協議会を進める中で、時間を拘束される幹部職員の扱いについて検討していただきたい。
- ・協議第25号 慣行の取扱いについては、任意協議会で協議するものなのか。

<回答>

- ・先行事例や総務省の合併事務マニュアルにも記載されていること等から任意協議会で協議する。

(2) 協議事項

ア 委員会意見の取りまとめについて

(ア) 任意協議会に係るもの

○協議第25号 慣行の取扱いについて等、議論を十分要する内容もあることから、協議案件の内容に係る議論については選出した4名に委ねるが、必要とされるものについては採決を求めていくこととする。

<主な意見等>

- ・今後、重要案件等が協議内容に出てくることから、よく理解できないもの、その場で決めてはいけないもの等は意識して臨みたい。
- ・任意協議会で決定できないものは法定協議会で決定する形となる。
- ・基本的に採決を取るべきと考える。
- ・様々な分野の協議であることから、採決を取るべきものは採決を取るべきである。
- ・どのようなまちとなるかをイメージした中での議論が必要である。
- ・シミュレーションでは南足柄市が小田原市に編入されるという基本は持ちつつ、互いの協議の中で決めることができないものもあるため、合意の仕方も慎重に行わなければならないと考える。

イ 平成29年度の調査特別委員会開催スケジュールについて

○資料に基づき書記から説明しました。

- ・次回は、5月1日（月）10時から
- ・次々回は、5月26日（金）13時30分から

	<p>※その他日程として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月23日（火）臨時会開催日当日に開催 ・ 6月以後の開催については、概ねスケジュール（案）のとおりとしました。 <p>ウ 県西地域の中心市のあり方に関する調査について</p> <p>（ア）権能強化策としての大都市制度の活用（中核市移行）について</p> <p>（イ）中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について</p> <p>○参考として施行時特例市の状況、県西2市8町の人口推計を提示しましたが、今後も任意協議会や各小委員会等の進捗状況を注視しつつ、調査・研究するための材料を整え、引き続き本調査特別委員会で調査・研究していくこととしました。</p>
特記事項	
メモ	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

イ 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 第2回会議の協議内容等について

議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 出席報告書

平成29年 5 月 1 日

小田原市議会

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会

報告者

委員長 今村 洋一

副委員長 大村 学

委員 井原 義雄

委員 加藤 仁司

小委員会規程第5条第5項の規定により、会議は非公開とされるが、会議概要は公表するものとするため、**第2回会議** の協議内容（概要）について、次のとおり報告いたします。

日 時	平成29年4月14日（金）15時00分から16時25分（暫時休憩） 16時40分から17時10分	
場 所	小田原市役所 4階 第3委員会室	
出席委員	「議会議員の定数及び在任等に関する小委員会規程」第3条第2項に規定の委員（小田原市議会選出議員4名、南足柄市議会選出議員4名）	
事務局	任意協議会事務局（小田原市企画部企画政策課広域政策係） 任意協議会分科会（小田原市議会事務局・南足柄市議会事務局各分科会担当）	
議 事		結 果
報告事項	1 報告事項 (1) 協議事項に係る両市議会での検討状況	確 認
協議事項	2 協議事項 (1) 定数について (2) 報酬について (3) 定数及び在任の特例の適用について	28人とする 小田原市の現行水準を維持する 定数特例を適用する
その他	3 その他 次回開催について	5月12日（金） 13時30分から
その他		

委員会意見	
委員会対応	
概 要	
開 会 議 事	
1 報告事項	
(1) 協議事項に係る両市議会での検討状況について	
資料に基づき、任意協議会事務局から次の内容の説明がされた。	
・小田原市議会としての検討状況については、平成29年3月16日（木）に開催した県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会において、小委員会第1回会議の協議内容の報告の後、委員会協議結果として合併後の議員定数（条例定数）、報酬、特例の適用に係る考え、及び取りまとめに際し出された主な意見を提示した。	
・南足柄市議会としての検討状況については、平成29年3月24日（金）に開催された県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会の協議結果として合併後の議員定数（条例定数）、定数及び在任の特例の適用について、合併後の議員報酬についての協議結果、及び取りまとめに際し出された意見を提示した。	
2 協議事項	
(1) 定数について	
(2) 報酬について	
資料に基づき、任意協議会事務局から条例定数及び報酬について説明された。	
・両市の定数と報酬の比較、また近隣の人口同規模の自治体（平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市）の状況について説明されるとともに、両市の調査特別委員会の考え方を踏まえた財政効果額の比較が説明された。	
【議会議員の定数及び在任等に関する小委員会の取りまとめ】	
・議員定数（条例定数）は28名とする。	
・議員報酬は、小田原市の現行水準を維持する。	
(3) 定数及び在任の特例の適用について	
資料に基づき、任意協議会事務局から次の内容の説明がされた。	
・市町村合併における市町村議会の議員の身分については、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、「定数特例」や「在任特例」を適用することができ、これらの特例の適用は、あらかじめ関係市町村の協議（合併協議会）により定めるとされている。	
・そこで、各特例を適用した際の財政効果額について、小田原市の報酬額等（議員報酬、期末手当、政務活動費）を基準に、定数特例（34人）及び在任特例（44人）を適用した際の報酬等合計2年間分について比較したものが説明された。	
（2年間：合併の期日を平成32年度中と想定を置いたことから、平成33年3月31日を仮の合併日とし、平成33年4月1日から小田原市議会議員の残任期間である2年間における報酬等を試算。）	

<主な意見交換・質疑・確認等>

- ・ 在任特例の適用（市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項第2号）について、小田原市議会議員の残任期において両市の全議員44名が在任することについての協議、意見交換等を行った。
- ・ 特例を適用しないことについての協議、意見交換等を行った。
- ・ 在任特例と定数特例の準用の併用（市町村の合併の特例に関する法律第9条及び第8条第4項）について、小田原市議会議員の残任期において両市の全議員44名が在任し、合併後の最初の一般選挙において、小田原選挙区28名、南足柄選挙区増員数6名とする編入合併特例定数及び選挙区を適用することについての協議、意見交換等を行った。
- ・ 定数特例の適用（市町村の合併の特例に関する法律第8条）について、編入合併特例数を適用すること及び特例の適用回数について協議、意見交換等を行った。

【議会議員の定数及び在任等に関する小委員会の取りまとめ】

- ・ 定数特例を適用する。

【その他】

任意協議会第7回会議（5月30日開催予定）への報告については、次回の第3回会議で取りまとめることとなるが、その前段階で、これまでの協議・検討内容等とともに小委員会規程第5条第4項の規定に基づく委員以外の者からの説明又は助言を求めていくことで確認した。

※当該報告書は、概要であります。小委員会規程に基づく報告内容とは一致しません。

議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 報告書

平成29年 5 月 1 日

小田原市議会

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会

報告者

委員長 今村 洋一

小委員会規程第5条第4項の規定に基づき、当小委員会の取りまとめ案（任意協議会への報告案）について、次のとおり依頼をしたので報告いたします。

日 時	平成29年4月25日（火） 17時30分から18時00分
場 所	南足柄市役所議会棟 3階 特別委員会室
出席委員	今村 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会委員長 加藤 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会副委員長 大杉 首都大学東京大学院教授（任意協議会委員） 奥津 南足柄市自治会長連絡協議会会長（任意協議会委員）
事務局	任意協議会事務局（小田原市企画部企画政策課広域政策係） 任意協議会分科会（小田原市議会事務局、南足柄市議会事務局）
内 容	<p>【議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 検討結果報告案】</p> <p>1 小委員会の所掌事務</p> <p>(1) 議会議員の定数に関すること</p> <p>(2) 議会議員の定数及び在任の特例の適用に関すること</p> <p>(3) 議会議員の報酬に関すること</p> <p>2 検討結果</p> <p>(1) 議会議員の定数及び報酬</p> <p>①方針案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併後の市の議会の条例定数は、28人とする。 ・合併後の市の議会議員の報酬は、合併時において小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める水準とする。 <p>②理由</p> <p>議会議員の条例定数及び報酬については、任意協議会において、すでに協議済みである常勤特別職の報酬に係る調整結果が、概ね現在の小田原市の水準を適用するとしていることに加えて、県内の同規模自治体の各市議会の状況を参考とした。</p> <p>なお、報酬については、行財政改革の観点から合併を機に見直すことが望ましいとする意見のほか、合併時は小田原市の水準を適用しつつも、合併後には改めてこれを検討することが必要であるという意見もあった。</p>

(2) 議会議員の定数及び在任の特例の取扱い

①方針案

- ・定数及び在任の特例の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（以下、「特例法」という。）第8条第1項に規定する定数特例を適用する。

この場合、合併時に現在の南足柄市の区域を選挙区として定数6人の増員選挙が執行され、当該選挙により合併後の市の議員となった者の任期は、合併時における小田原市の議会議員の残任期間となる。

- ・定数特例を適用する場合に、合併後最初に行われる一般選挙においても、再度定数特例を適用することができるとする特例法第8条第4項の規定については、これを適用しない。

②理由

合併に伴い、市域が拡大し人口が増加することを踏まえ、合併後の市の議会は、住民の一体性が醸成されるまでの一定期間においては、特に編入される現在の南足柄市域の地域課題や住民の声を十分に把握し、これを適切に行政に反映させることが可能な体制を確保することが必要である。

その上で、合併後の市において期待される議会の役割等を総合的に勘案しつつも、合併に際して議会が率先して行財政改革に取り組むことの必要性に鑑み、特例の適用は必要最小限の範囲に止めるべきである。

よって、両市の議会議員の全員が、合併後に引き続き在任することができるとする在任特例（特例法第9条）は適用せず、特例法第8条第1項の規定に基づく定数特例を合併時に限り適用することが適当とするものである。

【その他】

- ・上記、検討結果を説明するに際し、近隣他市状況や定数及び在任の特例に適用に係る様々なパターンの検証を行う等、検討経過を添えて説明をした。
- ・両者へは、5月中旬までに内容を確認していただき、任意協議会事務局へ連絡をしていただくよう依頼をした。

主な質疑・意見、回答等

1 法制度上の仕組みの効果と課題について

法制度上の仕組み（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の効果と課題を確認していただくため、参考として指定都市、中核市、施行時特例市における合併時の設置団体数の説明がある。

合併事例数	(平成 11 年 4 月以降に合併した自治体)			
	地域審議会 設置団体数	地域自治区 設置団体数	合併特例区 設置団体数	未導入団体数
89 団体	42 団体	9 団体	7 団体	31 団体

■現時点での法制度上の仕組みのある団体（中核市、施行時特例市）

中核市	・函館市 ・前橋市 ・高崎市 ・倉敷市 ・高松市	・青森市 ・豊田市 ・宮崎市		
施行時特例市	・佐賀市	・上越市		

- ・法制度上の仕組みを設置する自治体数は減少傾向にある。
- ・平成 28 年において地域審議会を設置している自治体は 40 団体
地域自治区を設置している自治体は 12 団体
合併特例区を設置している自治体は 0 団体
- ・法制度上の仕組みの導入事例については、地域審議会の導入事例として熊谷市の事例を、地域自治区の導入事例として上越市の事例を、合併特例区の導入事例として宮崎市の事例を、また、特色ある取組の事例として、地域の課題についての検討や地域活動支援のための補助金の事業採択の審査など、自主的・自立的なまちづくりに向けた様々な取組を行っている地域審議会や地域自治区における事例の紹介の説明が、資料に基づきされた。
- ・以上のような事例の紹介を踏まえ、法制度上の仕組み（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の効果と課題について改めて説明がされるとともに、地域住民の民意を市政に如何に反映し、どのような仕組みを活用していくか議論をし、ある一定の方向性を任意協議会へ示していくことを確認された。

<主な質疑・意見等>

- ・住居表示については、特例により表示の仕方が異なることや町名や字名は議決等により定めることもできる旨確認。
- ・小田原市と南足柄市の自治会等の組織編成が異なることから議論する必要がある。
- ・地域審議会を選択した場合でも、その組織編成と地域住民と行政との連絡体制についても協議検討が必要となる。
- ・任意協議会へある一定の方向性を出したとしても、直ぐにその組織体制や具体的な取組を実施することは不可能のため、地域の実情を把握しつつ体制を整えていく必要がある。

- ・地域審議会とした場合でも、民意を行政にどのように伝えていくか。住民等が参画しやすい組織を作っていくことは必要である。
- ・次回は、法制度上の仕組み以外の「既存の仕組みの効果と課題について」を議題とするため、これらも踏まえ、第4回会議でまとめる。

以 上

※当該報告書は、概要であります。小委員会規程に基づく報告内容とは一致しません。

都市内分権に関する小委員会 出席報告書

平成29年 5 月 1 日

小田原市議会

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会

報告者

委員 井原 義雄

小委員会規程第5条第5項の規定により、会議は非公開であるが会議概要は公表するものとするため、**第3回会議** の協議内容（概要）について、次のとおり報告いたします。

日 時	平成29年4月24日（月）13時55分から15時25分まで	
場 所	南足柄市役所 特別会議室	
出席委員	「都市内分権に関する小委員会規程」第3条第2項に規定の委員 ・石田委員長（南足柄市副市長） ・加部副委員長（小田原市副市長） ・井原委員（小田原市議会）、池田委員（南足柄市議会） ・木村委員、川口委員（小田原市自治会総連合） ・奥津委員、佐藤委員（南足柄市自治会長連絡協議会） ・市川委員（小田原市民生委員児童委員協議会） ・森住委員（社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会） ・武井委員（南足柄市民生委員児童委員協議会） ・富樫委員（小田原市青少年健全育成連絡協議会） ・宗像委員（南足柄市PTA連絡協議会 神奈川県PTA連絡協議会）	
欠席委員	・小野委員（社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会）	
事務局	任意協議会事務局（小田原市企画部企画政策課広域政策係）	
議 題	1 既存の仕組みの効果と課題について	結 果 確 認
	2 その他 次回以降の開催について 次回（第4回会議）： 平成29年5月18日（木）14時から 神奈川県小田原合同庁舎	確 認
その他	当小委員会から任意協議会への報告（案）について、合併を是とした場合に編入されることになる南足柄市域における都市内分権の仕組みとしては、合併特例法上の仕組みの1つである地域審議会を設置することが適当とする方向で取りまとめることとする。	

主な質疑・意見、回答等

1 既存の仕組みの効果と課題について

- ・事務局から既存の仕組みの効果と課題について、資料に基づき説明がある。
- ・各種計画や重要施策に関する仕組みとして「パブリックコメント」や「附属機関への参画」の概要説明と効果、課題の説明。
- ・その他の仕組みとして「市長への手紙」、「市長との集団広聴事業」、「市民意識調査」、「広報委員長制度（小田原市のみ）」の概要説明と効果、課題の説明。
- ・各仕組みの考察として、
「各種計画や重要施策に関する仕組み」については、特定の制度に対する意見の聴取という点では効果的であるが、市政に対する一般的な市民意見を聴取するという目的には不向きである。
「市長への手紙」や「市長との集団広聴事業」は、市民の誰もが参加できる仕組みであるが、市政に反映させるという点では限界がある。
「市民意識調査」は重要な案件の意見聴取を行う場合には有効であるが、コストが大きく意見集約等に時間がかかり多用できないという点がある。
「広報委員長制度」については、各地域の課題や要望を的確に伝えることができその反映結果をフィードバックしやすい点がある。
- ・いずれにしても、既存の仕組みは全市的な市民意見を聴取するためのものであるため、都市内分権の仕組みとして特定の地域の意見を聴取し、調整を行うためには、運用上の工夫が必要である。
- ・また、参考として本市で取り組んでいる「小田原市における地域コミュニティ組織の取組」の状況や「南足柄市における地域まちづくり計画の取組」の状況について資料に基づき説明された。
- ・以上のような既存の仕組みの効果と課題や現状の取組状況について確認された。

<主な質疑・意見等>

- ・データとして市長への手紙が年間どのくらいあるのか。また自治会への加入率はどのくらいであるのか。

【回答】

- ・平成27年度の実績としては、小田原市長への手紙は264件、南足柄市長への手紙は71件である。自治会加入率は、小田原市では平成28年4月1日現在78.3%、南足柄市では平成28年10月1日現在74.2%であるが、年々加入率は下がっている。

<意見交換>

- ・広報宣伝活動により住民の意識を変えていく必要がある。
- ・小田原市では広報委員長会議で出た内容について各単位自治会に伝え、それから各組へ情報が行く流れとなっている。
- ・高齢のため役員の任を受けることができず、自治会を抜ける方もいる。
- ・東日本大震災後、地域の安心、安全については大事であるという意識はあったが、次第

にその意識も薄れてきている。

- ・子供会の加入率も低く、深刻な状況であり、小田原市内では3つの学区で休会中のところもある。
- ・子供会の加入促進や学区の見直し、また、その対策も今後必要である。
- ・中間世代（子供会と老人会の間）を地域に取り込むことも必要である。

【任意協議会への報告案としての取りまとめ】

- ・委員長から、次回の小委員会で取りまとめる予定の報告書（案）の大枠の考え方について、次の案が示され全員了承した。

<報告案>

- ・編入される南足柄市域において合併特例法に基づく「地域審議会」を設置することが適当である。

<理由>

- ・既存の仕組みとして小田原市が取り組んでいる地域コミュニティ組織の効果はあるが、南足柄市に導入するとなると時間をかけて行う必要がある。
- ・広報委員長制度は有効と考えるが、現在の南足柄市への導入は組織構成上、難しい。
- ・現在、行財政改革の観点をもって協議を進めているため、都市内分権の仕組みも十分な効果が期待されるのであれば、できるだけ簡素なものにすべきである。
- ・運用については今後の体制の中で十分協議していくことも可能である。

<各委員からの主な意見>

- ・これから2市が合併をした場合、市民の不安等を解消していくことは必要であり、将来的に見ても、法律で担保されている地域審議会を設置することが望ましい。
- ・今まで行ってきたことは直ぐに変更することは不可能であり、十分協議をしていく中、低コストである地域審議会の設置が望ましい。
- ・新たなまちをつくることは、ある意味チャンスである。これをきっかけに意識の改革が必要である。
- ・地域審議会を設置する方向を決め、合併のメリットや目的を地域審議会でも議論し、徐々にその地域を作っていくことが必要と思われる。
- ・行政に参画しようという意識改革が大事である。
- ・地域コミュニティを守り育てていくことが大切。地域と行政が一体になってやっていくような仕組みの構築を。

以 上

※当該報告書は、概要であります。小委員会規程に基づく報告内容とは一致しません。

エ 任意協議会 第6回会議の協議内容について

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 出席報告書

平成29年 5 月 1 日

小田原市議会

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会

報告者

委員長 今村 洋一

副委員長 大村 学

委員 井原 義雄

委員 加藤 仁司

第6回会議 の協議内容（概要）について、次のとおり報告いたします。

日 時	平成29年4月25日（火） 13時30分から15時25分（休憩） 15時35分から16時37分（休憩） 16時45分から17時20分	
場 所	南足柄市文化会館 小ホール	
出席者	協議会委員32名（欠席1名）	
本市傍聴議員	8名（副議長、調査特別委員3名、ほか4名） 議長は関東市議会議長会会合に出席のため傍聴欠席 木村委員は所用のため傍聴欠席	
議 事		結 果
協議事項	<p>【合併関係項目】</p> <p>協議第17号 財産の取扱いについて②<継続></p> <p>協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて③<継続></p> <p>協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて②<継続></p> <p>協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて①</p> <p>協議第25号 慣行の取扱いについて①</p> <p>協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて</p> <p>協議第27号 電算システムの取扱いについて</p>	<p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>一部を除き 原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p>
報告事項	<p>【合併関係項目】</p> <p>報告第11号 その他の事務事業調整について (BCランク) ③<継続></p> <p>【総括的事項】</p> <p>報告第13号 幹事会規程の一部改正について</p>	<p>確認</p> <p>確認</p>

	報告第14号 事務局規程の一部改正について 報告第15号 財務規程の一部改正について 報告第16号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について	確認 確認 確認
その他	○第7回会議の予定について ○小委員会における検討状況について	確認 確認
委員会意見	平成29年4月11日（調査特別委員会 意見の取りまとめ） 1. 任意協議会に係るものとして 協議第25号慣行の取扱いについて等、議論を十分要する内容もあることから、協議案件の内容に係る議論については選出した4名に委ねるが、必要とされるものについては採決を求めていくこととする。	
主な質疑・意見、回答 ※概要・趣旨・小田原市議会選出議員の発言、 小田原市議会選出議員以外の主な発言は【その他意見・質疑等】としております。		
1 開会 2 会長挨拶 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> 協議事項を議題とする前に、前回の任意協議会において意見として出された財政的効果額や人工削減について、資料に基づき説明がされ、確認された。 (1) 協議事項 【合併関係項目】 協議第17号 財産の取扱いについて②<継続> 資料に基づき、事務局から説明される。 <ul style="list-style-type: none"> 合併の方式を「南足柄市域を小田原市に編入する編入合併」とすると想定していることから、南足柄市のすべての財産を合併後の市に引き継ぐ。ただし、基金については、その設立趣旨に配慮の上、可能な限り合併時に統合する等の調整を行う。 【その他意見・質疑等】 <ul style="list-style-type: none"> 合併時までには廃止を想定している南足柄市の基金のうち「母子及び父子家庭生活資金貸付基金」はどうなるのか。 【回答】 <ul style="list-style-type: none"> 県事業に代替が可能である。 協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて③<継続> 資料に基づき、事務局から説明される。 【その他意見・質疑等】 <ul style="list-style-type: none"> 南足柄市における交通指導隊員、交通整理員を廃止としているが、子供たちの安全を確保する必要がある。どのような対応としていくのか。 【回答】 <ul style="list-style-type: none"> 子供たちの見守りは地域内の自治会等でも行っていることから、廃止するという考えである。 		

協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて②<継続>

資料に基づき、事務局から説明される。

- ・両市で同様に実施している補助金、交付金等の事務については、原則、可能な限り統合する。ただし、合併後の市において、必要性に欠ける補助金、交付金等の事務については、廃止する。
- ・一方の市のみで実施している補助金、交付金等の事務については、内容、金額及び補助効果等を精査の上、継続すべきものについては合併後も実施する。
- ・義務的な補助金、交付金等については、現行のとおりとする。

【井原義雄委員】

- ・新たな事務事業に再編するものの中で、保護司会活動補助金やスポーツ推進委員協議会事業費補助金等、各団体とは協議を行った上でのものなのか。また廃止とするものについてはどのような経緯をもって廃止する等、丁寧な説明と慎重な対応をお願いしたい。

【回答】

- ・体育協会においては法人格の有無はそれぞれであるが、将来的には統一的な活動が望ましく、実情を見ながら徐々にはたらきかけてまいりたいと考えている。
- ・保護司のエリア設定としては小田原市は小田原市域、南足柄市は上郡のエリアとなっており、エリアの違いはあるが両団体が一体的に活動していくことが望ましいと考えている。両市の補助金額合計を確保し、活動内容を維持していくとともにその説明を行っている状況である。

【今村洋一委員】

- ・新たな事務事業に再編するものの中で、老人福祉施設や介護老人保健施設整備に係る補助金において、調整内容の決定の考え方では財政負担を抑えるため、現行の小田原市の補助基準額の2分の1の額により補助金を交付するとあるが、どのようなことなのか。上限が2,400万円とあるがそれを1,200万円とするという意味なのか。

【回答】

- ・そのような考え方である。

【今村洋一委員】

- ・そうであるならば、メリットとしている事業者の施設整備計画を促進する効果が見込まれるとあるが、補助金が削減されれば整備促進はできないのではないのか。理解できない。
- ・この項目については、整理して再度提示していただきたいと考える。

【回答】

- ・本件については、再度、幹事会で整理して次回お示しする。

【その他意見・質疑等】

- ・消防団交付金等、生命や財産に係るものは内容を精査し充実したものとすべきである。
- ・行財政改革の観点から、全体的にどのような費用対効果があるかというものをお示ししていただきたい。

※幹事会で再度整理して示すものとしたもの以外については、原案のとおり承認された。

協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて①

資料に基づき、事務局から説明される。

- ・両市が事務の共同処理を実施しているものについて、合併後の市の事務事業実施体制に合わせ、必要と判断されるものを継続する。
- ・第三セクター及び公社については、合併後の市における事務事業に合わせて対応する。

【井原義雄委員】

- ・一部事務組合において共有財産としている共有林等、その財産処分に係る影響はあるのか。

【回答】

- ・合併してもその財産は引き継ぐ形であり土地は持ち分割合であるため、合併しない町の持ち分には影響はない。

協議第25号 慣行の取扱いについて①

資料に基づき、事務局から説明される。

- ・慣行の取扱いについては、基本的に小田原市の例により統一する方向で調整するが、南足柄市の文化や産業の特性上、継承する必要があるものは、合併後の市において新たに制定する等の調整を行う。

【加藤仁司委員】

- ・市の木や花等は「両市民に親しまれてきたことから、引き続き、合併後の市の木、花とする」という考え方であるが、合併後に制定するものなのか。法定協議会等で議論し、合併時には決めておくべきと思うが。

【回答】

- ・考え方として1つに絞らなければならないということはない。任意協議会では方向性としては、提示したような考え方であるが、例えば法定協議会で議論することも考えられる。

【その他意見・質疑等】

- ・「環境都市宣言のまち」宣言は必要性も含め合併後に検討するとしているが、環境問題は大きな事柄である。調整案の合併後の市では同様の宣言を行わないとあるが、どのような趣旨なのか。
- ・平和都市宣言も調整案の考え方が理解しがたい。

【回答】

- ・調整案や考え方については、その表記の仕方により解釈が様々であるため、わかりやすく修正をする。

※原案のとおり承認された。なお、調整案やその考え方に係る文言表記をわかりやすく修正のうえ再度提示することとされた。

協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて

資料に基づき、事務局から説明される。

- ・自治会組織を行政連絡機構に位置づける。
 - ・行政連絡事務を円滑に実施するため、両市の自治会組織の一体化を働きかける。
 - ・行政連絡事務については、合併時は現行どおりとし、合併後に小田原市の事務処理方式を基本として調整する。
- 質疑等は特になし。

協議第27号 電算システムの取扱いについて

資料に基づき、事務局から説明される。

- ・業務の効率化を図るため、引き続き電算システムを導入する。
- ・両市において重複する電算システムについては、効果的かつ効率的にシステムの統廃合を行うとともに、合併時においても安定的にシステムを稼働できるよう調整を行う。
- ・合併時に統廃合を行うことが困難なシステムについては、合併後できる限り速やかに統廃合を行うよう調整する。

【その他意見・質疑等】

- ・電算システムの統廃合による経費の効果は。
- ・南足柄市の土砂災害通報システムを廃止としているが、別のシステムで対応ができるのか。
- ・南足柄市の訪問看護システムを廃止としているが、サービスを廃止するのかそれとも統合するのか。

【回答】

- ・約4億4200万円余の削減である。
- ・土砂災害通報システムは平成14年に導入したもので、他の防災システムで対応できる。
- ・市が直営で行っている事業を廃止することに伴うシステムの廃止である。

(2) 報告事項

【合併関係項目】

報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）③<継続>

資料に基づき、事務局から説明される。

質疑等は特になし。

【総括的事項】

報告第13号 幹事会規程の一部改正について

資料に基づき、事務局から説明される。

- ・平成29年4月1日付人事異動に伴う小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会幹事会規程の一部改正。

質疑等は特になし。

報告第14号 事務局規程の一部改正について

資料に基づき、事務局から説明される。

- ・平成29年4月1日付人事異動に伴う小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会事務局規程の一部改正。

質疑等は特になし。

報告第15号 財務規程の一部改正について

資料に基づき、事務局から説明される。

- ・平成28年度小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会歳入歳出予算において、繰越金が生じる見込みであることから、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会財務規程の一部改正。

質疑等は特になし。

報告第16号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について

資料に基づき、事務局から説明される。

- ・小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会財務規程第9条第2項の規定に基づく予算流用の報告。

質疑等は特になし。

4 その他

(1) 第7回会議の予定について

日時：平成29年5月30日（火）午後1時30分から

場所：南足柄市文化会館 小ホール

議事：

協議事項【総括的事項】

- ・平成28年度決算について

協議事項【合併関係項目】

- ・補助金、交付金等の取扱いについて③
- ・一部事務組合等の取扱いについて②
- ・慣行の取扱いについて②
- ・市の名称について
- ・議会議員の定数及び在任等の取扱いについて
- ・一般職の職員の身分の取扱いについて
- ・条例、規則等の取扱いについて
- ・事務組織及び機構の取扱いについて
- ・町名・字名の取扱いについて
- ・都市内分権について
- ・新市まちづくり計画（素案）について

協議事項【中核市関係項目】

- ・中核市への移行時期について

・中核市移行基本計画（案）について

協議事項【広域連携関係項目】

・中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について

報告事項【総括的事項】

・市民アンケートの結果について

報告事項【合併関係項目】

・その他事務事業調整について（BCランク）

【その他意見・質疑等】

・次回から重要案件の議論となる。合併のメリットや必要性等含め、よりわかりやすい資料の作成、提示を求める。

(2) 小委員会における検討状況について

資料に基づき、事務局から「議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 第2回会議」及び「都市内分権に関する小委員会 第2回会議及び第3回会議」の開催概要を説明される。

特に質疑・意見等は、なし。

5 副会長挨拶

6 閉会

【その他】

神奈川県及び大杉教授から、委員や市民に対してわかりやすくイメージしやすい資料の作り方、表現の仕方等、工夫するよう指摘がある。

※当該報告書は、概要であります。協議会会議における会議録と一致しません。